

2 職員の給与の状況

県職員の給与は、「職員の給与に関する条例」などの関係諸規程に基づいて、基本給としての給料と、扶養手当、住居手当、通勤手当などの諸手当が支給されています。

この給与は、県内民間給与の実態や物価、生計費などの調査結果に基づいて行われる県人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」や国及び他の地方公共団体との均衡などを考慮しながら、県民の代表機関である県議会において慎重に審議され、決定されます。

県職員の給与及び定員管理などの実態は、次のとおりです。

(1) 総括

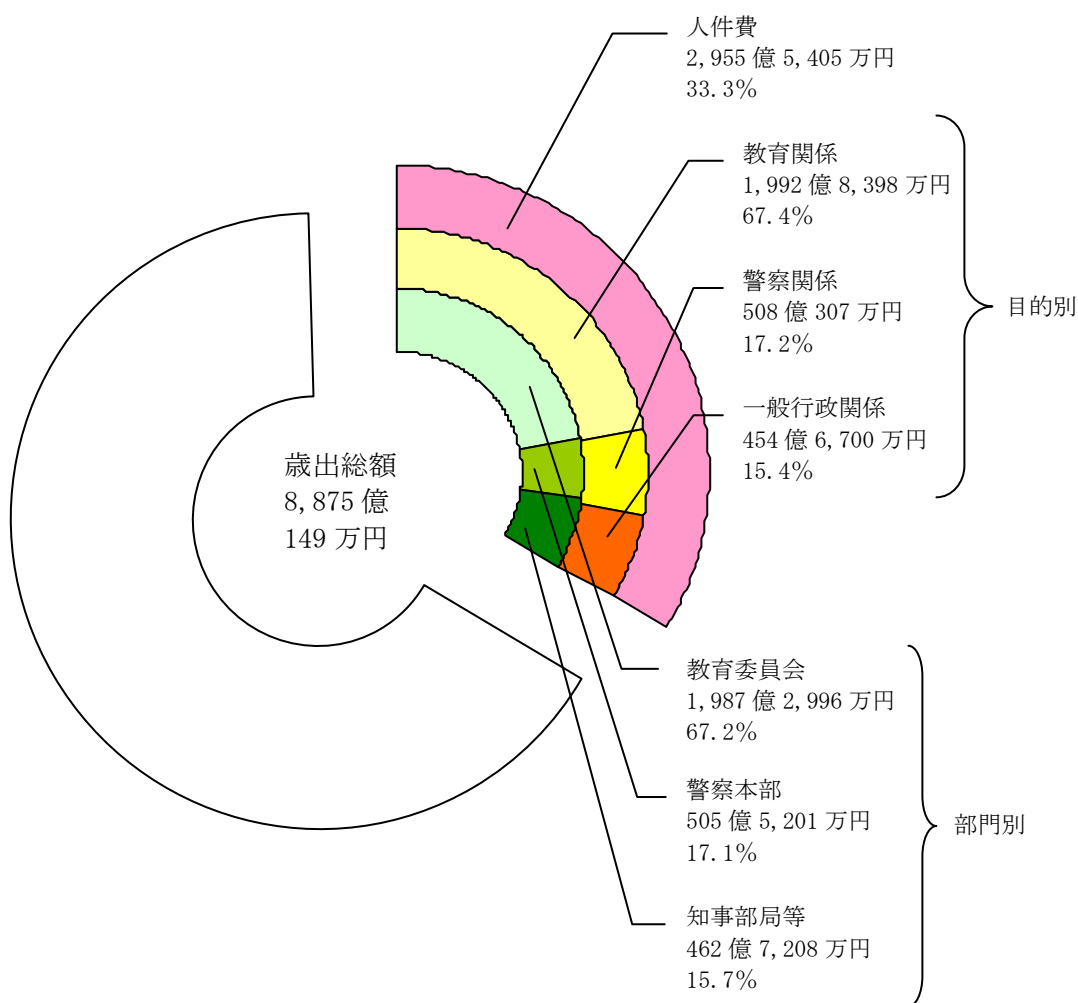
① 人件費の状況（普通会計決算）

平成 24 年度の決算（普通会計）における人件費の額は、約 2,956 億円で歳出総額に占める割合は 33.3 パーセントとなっています。人件費には、職員に支払われた給与、退職した職員に対する退職手当、県議会議員・知事などの特別職に支払われた報酬などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

なお、この人件費を目的別に見ると、教育関係 67.4 パーセント、警察関係 17.2 パーセント、一般行政関係 15.4 パーセントとなっています。教育関係の割合が高いのは、県立学校のほかに、市町立小・中学校職員の給与も県が負担しているからです。

区 分	住民基本 台帳人口 (25.3.31)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 平成23年度 の人件費率
平成24年度	人 2,875,830	千円 887,501,485	千円 2,711,055	千円 295,554,047	% 33.3	% 32.8

歳出総額に占める人件費の割合 (平成 24 年度普通会計決算)



② 職員給与費の状況 (普通会計決算)

平成 24 年度決算 (普通会計) における給料, 職員手当 (扶養手当, 住居手当, 通勤手当など) 及び期末・勤勉手当の給与の総額は約 2,092 億円で, 職員 1 人当たりの額は約 710 万円となっています。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24年度	人 29,467	千円 132,915,871	千円 26,750,606	千円 49,531,653	千円 209,198,130	千円 7,099	千円 7,042

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 24 年 4 月 1 日現在の人数である。

3 給与費については, 任期付短時間勤務職員 (再任用職員 (短時間勤務)) の給与費が含まれており, 職員数には当該職員を含んでいない。

③ 特記事項

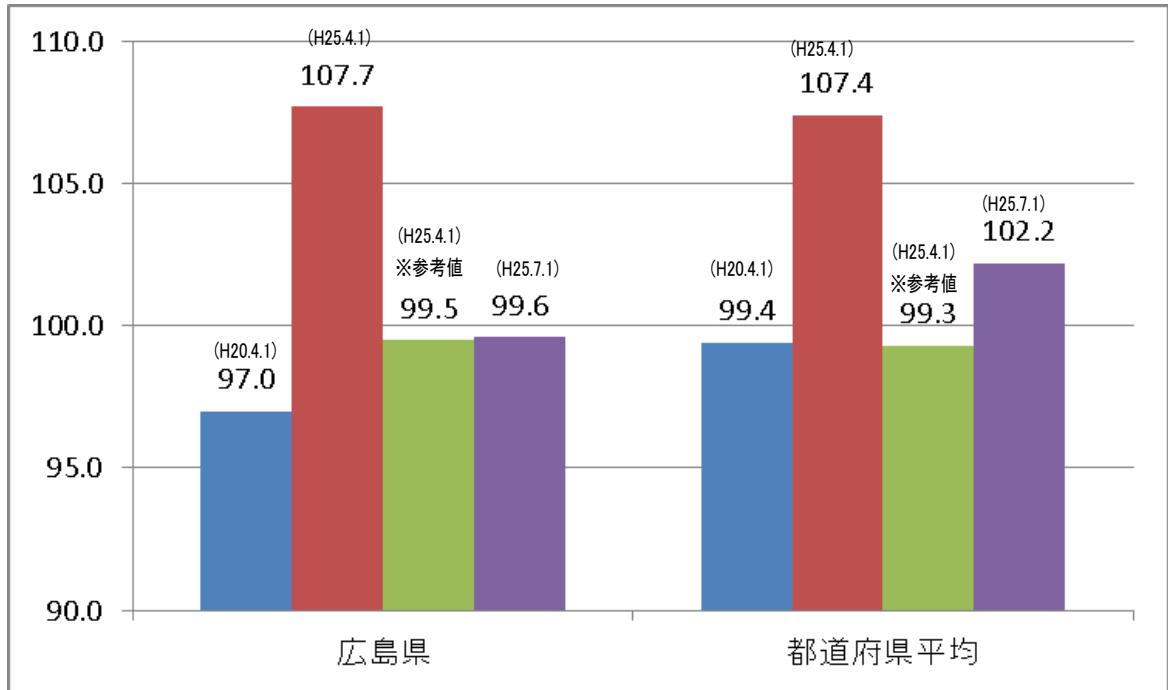
ア 現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
議員	報酬の減額 〔議長は7.5%、副議長及び議員は5%を減じた額〕	平成23年8月1日 ～平成25年6月30日 平成26年4月1日 ～平成27年4月1日以降 最初に招集される定例会の 閉会の日の属する月の末日
知事、副知事、教育長、 人事委員会の常勤の委員、 常勤の監査委員	給料の減額 〔知事は10%、副知事は7.5%、教育長、 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査 委員は5%を減じた額〕	平成23年4月1日 ～平成25年6月30日 平成26年4月1日 ～平成28年3月31日

イ 平成25年7月から、地方交付税等の削減による財政への影響等を考慮して、次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
議員	報酬の減額 〔議長は15%、副議長及び議員は10%を減じた額〕	平成25年7月1日 ～平成26年3月31日
知事、副知事、教育長、 人事委員会の常勤の委員、 常勤の監査委員	給料の減額 〔知事は20%、副知事15%、教育長、 人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査 委員は10%を減じた額〕	平成25年7月1日 ～平成26年3月31日
一般職の職員	給料の減額 〔職務の級に応じ、4.4%～9.4%を 減じた額〕 管理職手当の減額 〔一律20%を減じた額〕	平成25年7月1日 ～平成26年3月31日

④ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）「国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（以下「給与改定・臨時特例法」という。）」による措置が無いとした場合の値である。

⑤ 給与改定の状況

ア 月例給

区分	人事委員会の勧告				(参考) 国の改定率
	民間給与 A 円	職員給与 B 円	較差 A-B 円	勧告 (改定率) %	
平成25年度	391,565	389,735	1,830 (0.47%)	0.53	—

イ 特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給 月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	職員の支給 月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
平成25年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 —	月 3.95	月 3.95

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

- ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成25年4月1日現在）
 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額を比較すると、次のとおりです。

ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	44.5歳	345,681円	435,921円	383,628円
国	43.1歳	(減額前) 332,446円 (減額後) 307,220円	—	(減額前) 405,463円 (減額後) 376,257円
都道府県平均	43.4歳	335,404円	419,973円	375,236円

イ 高等学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	46.1歳	389,574円	451,528円	424,307円
都道府県平均	44.8歳	382,925円	442,634円	—

ウ 小・中学校教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	44.8歳	370,460円	421,796円	404,323円
都道府県平均	43.7歳	368,668円	421,787円	—

エ 警察職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
広島県	38.8歳	318,297円	437,532円	351,197円
国	41.2歳	(減額前) 316,267円 (減額後) 297,683円	—	(減額前) 367,489円 (減額後) 346,775円
都道府県平均	39.0歳	320,810円	461,749円	364,672円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。なお、職種区分については、地方公務員給与実態調査要領によるものであり、一般行政職とは行政職給料表が適用される職員のうち、国における税務職俸給表の適用を受けるものに相当する職員（各県税事務所職員）などを除いたものである。（以下、他の公表項目についても同じ。）

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

3 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

② 職員の初任給の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

県職員採用試験に合格し、採用された職員の初任給を国の初任給と比較すると次のとおりです。

区 分		広 島 県	国（減額前）	国（減額後）
一般行政職	大学卒	177,208円	172,200円	163,987円
	高校卒	143,213円	140,100円	133,418円
高等学校 教育職	大学卒	197,922円	—	—
	高校卒	153,521円	—	—
小・中学校 教育職	大学卒	197,922円	—	—
	高校卒	153,521円	—	—
警 察 職	大学卒	195,444円	200,000円	190,460円
	高校卒	163,234円	161,500円	153,797円

※ 「減額前」は給与改定・臨時特例法に基づく給与減額支給措置による減額前の額であり、「減額後」は同措置による減額後の額である。

③ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

職員として採用され、引き続き勤務している職員の 10 年、20 年、25 年、30 年経過後の平均給料月額は、次のとおりです。

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	268,593円	358,180円	385,576円	407,216円
	高校卒	217,443円	309,150円	359,510円	382,375円
高等学校 教育職	大学卒	311,340円	391,656円	415,628円	434,683円
小・中学校 教育職	大学卒	305,451円	385,947円	403,573円	420,317円
警 察 職	大学卒	281,344円	378,107円	403,268円	414,689円
	高校卒	248,688円	342,952円	386,940円	408,798円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

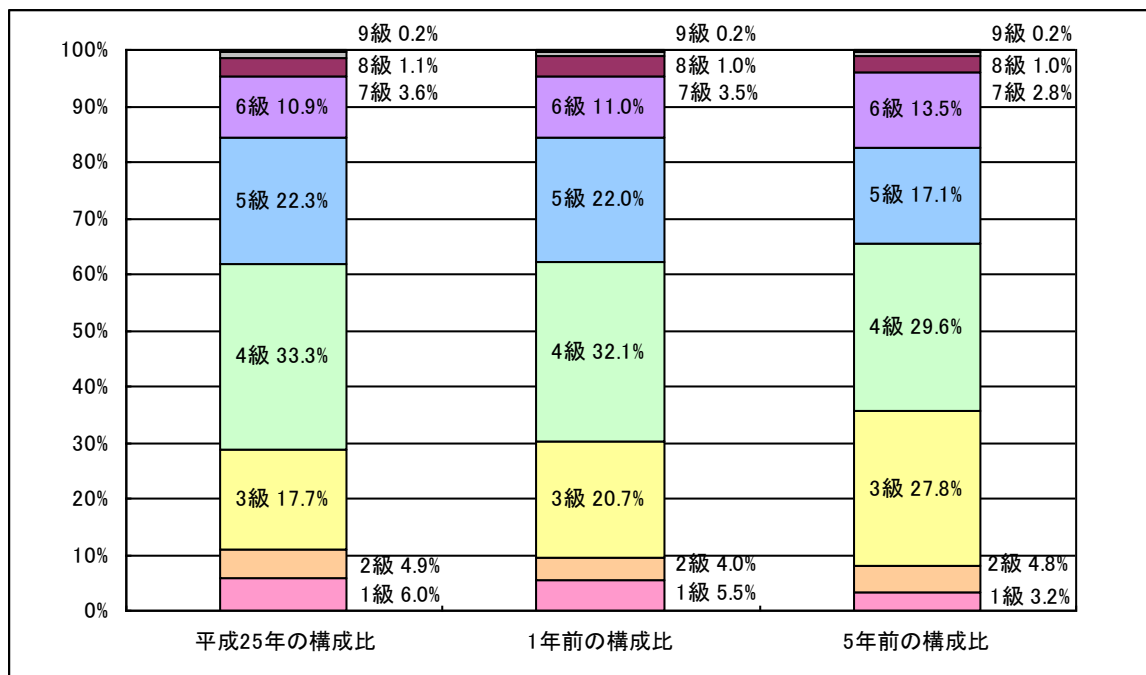
① 一般行政職の級別職員数の状況（平成 25 年 4 月 1 日現在）

職員は、その職種に応じて適用される給料表が異なり、それぞれの給料表において、その職務と責任に応じて格付される級が決定されます。一般行政職員の多くに適用される行政職給料表の場合、それぞれの標準的な職務内容、職員数及びその構成比は次のとおりです。

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	局長	12人	0.2%	460,465円	532,914円
8級	部長	60人	1.1%	409,324円	473,944円
7級	課長	205人	3.6%	362,940円	452,139円
6級	担当監, 参事	614人	10.9%	317,746円	418,838円
5級	主幹	1,257人	22.3%	286,626円	397,034円
4級	主査	1,878人	33.3%	259,569円	384,844円
3級	主任	999人	17.7%	220,916円	351,543円
2級	主事	275人	4.9%	184,146円	305,060円
1級	主事	342人	6.0%	134,393円	241,531円

(注) 1 広島県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



② 昇給への勤務成績の反映状況

1 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法第 40 条に基づき、毎年 3 月 31 日を基準日に勤務成績評定を実施している。
 (詳細は「6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況」を参照)

2 昇給への勤務成績の反映状況

行政職給料表 7 級以上の適用を受ける職員については、定期昇給はなく、勤務成績評定の評価に基づき、職務の級毎に定めた 3 段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」）の号給に決定している。

その他の職員については、勤務成績評定の評価に基づき 5 段階（「極めて良好(A)」、「特に良好(B)」、「良好(C)」、「やや良好でない(D)」、「良好でない(E)」）の区分で昇給を決定している。

(4) 職員の手当の状況

① 期末手当・勤勉手当

職員には、年間に給料などの3.95月分に相当する期末・勤勉手当（民間事業所で支払われる賞与などの特別給に相当するもの）が支給されています。

広島県		国	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,540千円		—	
（平成24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45月分） （0.65月分）		（平成24年度支給割合） 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.35月分 （1.45月分） （0.65月分）	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%		（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

1 勤務実績の評定の実施状況 対象期間（6か月）の目標を設定し、その達成度について評価する目標申告・成果評価を実施している。
2 勤勉手当への勤務実績の反映状況 目標申告・成果評価の評価に基づき、管理職については、5段階（「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「達成度が劣る」、「良好でない」）、管理職以外の職員については、4段階（「特に優秀」、「優秀」、「良好」、「良好でない」）の区分で成績率を決定している。

② 退職手当（平成25年4月1日現在）

職員が退職した場合は、給料に退職事由及び勤続年数に応じた支給率を乗じるなどして得た額の退職手当が支給されます。

広島県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	勤続20年	23.03月分	28.7875月分
勤続25年	32.83月分	38.955月分	勤続25年	32.83月分	38.955月分
勤続35年	46.55月分	55.86月分	勤続35年	46.55月分	55.86月分
最高限度額	55.86月分	55.86月分	最高限度額	55.86月分	55.86月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 （退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号）			定年前早期退職特別措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額		
（自己都合）		（勸奨・定年）	（自己都合）		（勸奨・定年）
3,134千円		26,463千円	3,134千円		26,463千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

③ 地域手当（平成 25 年 4 月 1 日現在）

地域手当は、当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して、次のとおり支給されています。

支給実績（平成24年度決算）		5,744,473千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		177,952円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
広島市	12,148 人	6 %	10 %
府中町	262 人	6 %	3 %
海田町	385 人	3 %	3 %
廿日市市	1,133 人	3 %	3 %
坂町	426 人	3 %	3 %
呉市	2,113 人	3 %	0 %
三原市	985 人	3 %	0 %
尾道市	1,363 人	3 %	0 %
福山市	4,245 人	3 %	0 %
東広島市	2,120 人	3 %	0 %
竹原市	326 人	3 %	0 %
府中市	382 人	3 %	0 %
三次市	915 人	3 %	0 %
庄原市	729 人	3 %	0 %
大竹市	256 人	3 %	0 %
安芸高田市	356 人	3 %	0 %
江田島市	218 人	3 %	0 %
熊野町	172 人	3 %	0 %
安芸太田町	216 人	3 %	0 %
北広島町	205 人	3 %	0 %
大崎上島町	62 人	3 %	0 %
世羅町	191 人	3 %	0 %
神石高原町	127 人	3 %	0 %
東京都（特別区）	32 人	18 %	18 %
東京都（府中市）	1 人	12 %	12 %
大阪府（大阪市）	4 人	15 %	15 %
宮城県（仙台市）	3 人	6 %	6 %
静岡県（静岡市）	1 人	6 %	6 %
岡山県（岡山市）	1 人	3 %	3 %
（医師）	40 人	15 %	15 %
上記以外の市町		0 %	0 %
平均支給率		4.30 %	4.40 %

(注) 1 「国の制度（支給率）」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

2 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成24年度における地域手当の額。

④ 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当が支給されています。

支給実績（平成24年度決算）		1,479,789千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		76,713円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		61.0%	
手当の種類（手当数）		39種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務職員の特殊勤務手当	県税賦課徴収事務従事職員	県税の賦課徴収に関する事務に従事したとき	常時従事者 15,300円/月 それ以外の従事者 550円/日
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	防疫等作業従事職員	感染症に係る作業又は家畜伝染病に係る作業に従事したとき	最高 760円/日
教育職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	昼間制課程勤務本務者等が夜間制課程の勤務等に従事したとき	最高 1,110円/時間
種雄牛馬等取扱作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	種雄牛馬豚の交配等に係る作業又は削蹄作業に従事したとき	230円/日
社会福祉業務等従事職員の特殊勤務手当	厚生環境事務所等に勤務する職員	福祉又は精神保健に関する業務に従事したとき	10,700円/月
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	留置施設看守作業、捜査作業等に従事したとき	最高 4,600円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	人事課に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日 等
精神保健福祉業務従事職員の特殊勤務手当	精神保健指定医である職員及び一般職員	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、診察、調査、指導等を行ったとき	290円/日
職業訓練事業従事職員の特殊勤務手当	職業能力開発校等に勤務する職業訓練指導員	職業訓練に従事したとき	給料月額の6%
爆発物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	火薬類の製造施設等の立入検査等に従事する職員	爆発物取扱作業に従事したとき	250円/日 5,200円/件 (爆発物の確認、運搬等)
高所作業従事職員の特殊勤務手当	高所作業従事職員	工事現場における高所で建設、改修工事の監督、検査に従事したとき	最高 320円/日
深所作業従事職員の特殊勤務手当	深所作業従事職員	河川等での工事において深所で工事の監督、検査に従事したとき	最高 220円/日
坑内作業従事職員の特殊勤務手当	坑内作業従事職員	トンネル掘り工事において、トンネル坑内で工事の監督、検査に従事したとき	最高 560円/日
特殊自動車運転業務従事職員の特殊勤務手当	特殊自動車を運転する業務に従事した職員	ブルドーザ等を道路の建設又は道路交通の維持等のために運転したとき	最高 260円/日
農業者研修教育業務従事職員の特殊勤務手当	農業技術大学校に勤務する職員	農業に関する実習指導業務に従事したとき	給料月額の6%

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
夜間定時制高等学校等勤務職員の特殊勤務手当	夜間定時制高等学校等勤務事務職員等	夜間定時制高等学校等を本務とする業務に従事したとき	4,300円/月
有害有毒物取扱作業従事職員の特殊勤務手当	試験研究機関等に勤務する職員	特定の毒物を使用して行う作業に従事したとき	最高 290円/日
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	保健所等に勤務する職員	微生物学的検査, 血清学的検査等に従事したとき	230円/日
家畜保健衛生業務従事職員の特殊勤務手当	家畜保健衛生所に勤務する獣医師	家畜の保健衛生上必要な試験・検査の業務等に従事したとき	18,000円/月
夜間特殊業務従事職員の特殊勤務手当	警察本部, 警察署等に勤務する職員	交替制勤務等に従事する職員が警ら等に従事したとき	最高 1,100円/日
消防訓練業務従事職員の特殊勤務手当	消防学校に勤務する職員	教育訓練基準に定める教育訓練に従事したとき	720円/日
用地取得等折衝業務従事職員の特殊勤務手当	土木局等に勤務する職員	用地取得等のための折衝業務に従事したとき	650円/日
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	公立学校の教諭等	児童・生徒の緊急の補導業務等に従事したとき	最高 6,400円/日 (特例 12,800円/日)
航空業務従事職員の特殊勤務手当	航空機操縦等従事職員	航空機の操縦, 整備等の業務に従事したとき	最高 5,100円/時間
公害防止業務従事職員の特殊勤務手当	環境県民局等に勤務する職員	大気汚染防止法による事故現場における測定業務等に従事したとき	240円/日
漁業取締業務従事職員の特殊勤務手当	漁業取締業務従事職員	海上で違法の疑いのある船舶に対する漁具の検査等の業務に従事したとき	500円/日
道路上作業従事職員の特殊勤務手当	建設事務所に勤務する職員	交通を遮断することなく行う道路の維持修繕の作業等に従事したとき	最高 300円/日
異常気圧内作業従事職員の特殊勤務手当	圧搾空気内工事監督等従事職員	圧搾空気内で行う工事の監督又は検査に従事したとき	最高 1,000円/時間
広島学園勤務職員の特殊勤務手当	広島学園副園長, 総務課職員	広島学園における業務に従事したとき	4,300円/月
特別支援学校勤務職員の特殊勤務手当	特別支援学校に勤務する事務職員等	特別支援学校における業務に従事したとき	4,300円/月
看護師等養成業務従事職員の特殊勤務手当	看護専門学校に勤務する職員	看護師等の養成指導に従事したとき	給料月額の8%
温室内作業従事職員の特殊勤務手当	農業技術センター等に勤務する職員	ビニールハウス又はガラスハウス内で6～9月に作業に従事したとき	230円/日
畜産作業従事職員の特殊勤務手当	畜産技術センター等に勤務する職員	家畜の糞尿等を取り扱う作業に従事したとき	160円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
教育業務連絡指導担当職員の特殊勤務手当	公立学校で連絡調整、指導助言業務等を担当する主任等	教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言の職務を担当し、その職務が困難であるとして人事委員会規則で定めるものが当該業務に従事したとき	200円/日
動物愛護センター勤務職員の特殊勤務手当	動物愛護センターに勤務する職員	動物愛護センターにおける業務に従事したとき	給料月額3%又は10%
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	災害応急作業等従事職員	災害発生のおそれがある堤防等での巡回監視等の業務に従事したとき	最高 1,680円/日 (特例 13,300円/日)
麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当	麻薬取締員	麻薬取締業務に従事したとき	550円/日
多学年学級担当手当	多学年学級を担当する職員	多学年学級を担当する職員が当該学級における授業、指導に従事したとき	最高 350円/日
夜間学級担当手当	夜間学級を置く中学校のうち本務として当該中学校の校長等の職にある者、夜間学級における教育に従事する教諭等	市町立の中学校で、夜間学級の業務に従事したとき	給料月額4%又は6%

(注) 特殊勤務手当については、平成11年に大幅な見直しを行い、平成12年4月1日付けで自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当など7手当を廃止、麻薬取締業務従事職員の特殊勤務手当など2手当を新設し、税務職員の特殊勤務手当など16手当の手当額を改定した。また、平成14年4月1日付けで洗濯作業従事職員の特殊勤務手当、平成19年4月1日付けでダム管理事務所職員の特殊勤務手当など2手当を廃止するなど改定した。

⑤ 時間外勤務手当

正規の勤務時間以外に勤務した職員には、時間外勤務手当が支給されています。

支給実績(平成24年度決算)	5,704,855千円
職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)	180千円
支給実績(平成23年度決算)	5,805,468千円
職員1人当たり平均支給年額(平成23年度決算)	183千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

⑥ その他の手当(平成25年4月1日現在)

支給要件に応じ、下記のとおり各種手当が支給されています。

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(平成24年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給。 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	3,330,089千円	225,448円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額－12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額－23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	2,029,302千円	119,822円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円～55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円～13,000 円	異なる	国の制度 交通機関 55,000 円 (55,000 円以下の場合 は運賃相当額) 特別急行列車又は 高速自動車国道など を利用した場合 特別料金×1/2 加算 (最高 20,000 円) 交通用具 通勤距離に応じ 2,000 円 ～24,500 円	4,004,888千円	137,862円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	131,920千円	269,224円
初任給調整手当	○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。 ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500 円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000 円 ・獣医学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：10,000 円 ※採用後 35 年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。	異なる	国の制度 獣医学に関する専門知識を必要とする職を対象職としていない	116,631千円	2,535,457円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の局長 130,000円 本庁の部長 95,000円 本庁の課長 70,000円	異なる	国の制度 俸給表別、職務の級別、俸給特別調整額の区分別に定められた額を支給 (例) 本省の課長 130,300円 本省の室長 94,000円 府県単位機関の部長 77,400円	1,576,162千円	646,763円
特地勤務手当	○離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給。 ・給料月額と扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 3級地 6% 2級地 4% 1級地 2% 特地勤務手当に準ずる手当 2%	異なる	国の制度 3級地 12% 2級地 8% 1級地 4% 特地勤務手当に準ずる手当 6~2%	5,196千円	89,586円
へき地手当	○交通条件、自然条件等に恵まれない地域の小中学校等（へき地学校等）に勤務する職員に支給。 ・給料及び扶養手当の合計額に支給割合を乗じて得た額を支給。 5級地 12% 4級地 10% 3級地 8% 2級地 6% 1級地 4% へき地手当に準ずる手当 2%	—	—	47,481千円	70,342円
定時制通信教育手当	○定時制教育、通信教育の業務に従事する教員等に支給。 ・給料月額の6% (管理職手当受給職員は4%)	—	—	68,803千円	255,773円
産業教育手当	○農業・工業高校の実習を伴う農業又は工業に関する科目を主として担任する教員等に支給。 ・給料月額の6% (定時制通信教育手当受給職員は4%)	—	—	89,588千円	250,246円
義務教育等教員特別手当	○小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に支給。 ・職務の級及び号給に応じて、月額2,000円~8,000円	—	—	1,288,649千円	64,988円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務：7,200円 ・恒常的な宿日直：月額21,000円	異なる	国の制度 ・勤務1回につき4,200円 ・その他特殊な業務5,100円~7,200円 ・恒常的な宿日直月額21,000円	651,823千円	181,364円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 4,000円~18,000円/回	異なる	国の制度 職員区分、勤務時間に応じ 6,000円~18,000円	20,100千円	98,529円

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務した職員に支給。 ・勤務 1 時間当たりの給与額 ×25%×時間数	同じ	—	458,228千円	111,545円
休日勤務手当	○休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給。 ・勤務 1 時間当たりの給与額 ×135%×時間数	同じ	—	1,166,441千円	217,012円
寒冷地手当	○寒冷積雪の度合いの厳しい地域に在勤し、かつ居住する職員に支給。 ・世帯主である職員 17,800 円 扶養親族のある職員 10,200 円 その他の世帯主である職員 7,360 円 ・その他職員	異なる	国の制度 指定地域に係る居住要件なし	2,269千円	59,711円

(5) 特別職の報酬等の状況 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

知事，副知事，県議会議員には給料，報酬，期末手当，退職手当及び地域手当が次のとおり支給されています。

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,250,100円 (1,389,000円)		
	副 知 事	1,009,175円 (1,091,000円)		
報 酬	議 長	1,029,525円 (1,113,000円)		
	副 議 長	915,800円 (964,000円)		
	議 員	855,950円 (901,000円)		
期 末 手 当	知 事	(平成24年度支給割合)		
	副 知 事	2.95月分		
期 末 手 当	議 長	(平成24年度支給割合)		
	副 議 長	2.95月分		
退 職 手 当	知 事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 知 事	給料月額1,389千円×在職月数×0.553	36,869,616円	任期毎
地 域 手 当	知 事	給料月額1,091千円×在職月数×0.399	20,894,832円	任期毎
	副 知 事	一般職の職員の例により支給される額の百分の五十に相当する額を減じた額		

(注) 1 給料及び報酬の () 内は，減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は，4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき，1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

(6) 公営企業職員の状況

① 広島県工業用水道事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成24年度の決算における職員給与費の額は、約3億8,400万円で、総費用に占める割合は16.4パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成23年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成24年度	2,338,522	334,812	352,668	15.1	17.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費31,193千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成24年度	38	153,364	35,626	58,829	247,819	6,522	6,617

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成25年3月31日現在の人数である。

(イ) 特記事項

平成25年7月から、地方交付税等の削減による財政への影響等を考慮して、次のような措置を行っています。

対象者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 〔職務の級に応じ、4.4%~9.4%を減じた額〕 管理職手当の減額 (一律20%を減じた額)	平成25年7月1日 ~平成26年3月31日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	44.7歳	364,368円	425,401円 (560,378円)
都道府県平均	45.1歳	361,430円	(550,419円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、()内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,548千円		1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,510千円	
(平成24年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置			
・役職加算	5～20%		
・管理職加算	15%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

広島県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成24年度） 12,351千円
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	
勤続25年	32.83月分	38.955月分	
勤続35年	46.55月分	55.86月分	
最高限度額	55.86月分	55.86月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置 2%～20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			
1人当たり平均支給額		25,274千円	
		(自己都合) 229千円	
		(勸奨・定年) 27,362千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22～24年度に退職した広島県工業用水道事業、広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			8,359千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			219,977円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6%	29人	6%
三原市	3%	9人	3%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成24年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		13千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		1,563円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		21.1%
手当の種類（手当数）		12種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所 で作業に従事したもの
		左記職員に対する支給単価 最高 320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	12,410千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	345千円
支給実績（平成23年度決算）	10,843千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	293千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算 	同じ	—	4,429千円	233,079円
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> ○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円) 	同じ	—	1,771千円	84,314円
	<ul style="list-style-type: none"> ○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円) 	同じ	—		
通勤手当	<ul style="list-style-type: none"> ○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円 	同じ	—	6,904千円	197,271円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000円～45,000円の加算 (最高68,000円)	同じ	—	0千円	0円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000円 本庁の課長 70,000円 本庁の担当監 50,000円 地方機関の所長 50,000円～70,000円	同じ	—	1,740千円	870,000円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000円～15,000円/回	同じ	—	0千円	0円

② 広島県土地造成事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成 24 年度の決算における職員給与費の額は、約 1 億 1,300 万円で、総費用に占める割合は 4.2 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 23 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 24 年度	千円 2,693,549	千円 △733,036	千円 113,101	% 4.2	% 4.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24年度	人 13	千円 52,661	千円 13,098	千円 20,144	千円 85,903	千円 6,608	千円 7,070

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

(イ) 特記事項

平成 25 年 7 月から、地方交付税等の削減による財政への影響等を考慮して、次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 〔職務の級に応じ、4.4%~9.4%を減じた額〕 管理職手当の減額 (一律 20%を減じた額)	平成 25 年 7 月 1 日 ~平成 26 年 3 月 31 日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	48.1 歳	371,885 円	458,654 円 (607,325 円)
都道府県平均	47.0 歳	392,318 円	(587,707 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、

() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,550千円		1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,591千円	
(平成24年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置			
・役職加算	5~20%		
・管理職加算	15%		

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

広島県			都道府県平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成24年度） 11,996千円	
勤続20年	23.03月分	28.7875月分		
勤続25年	32.83月分	38.955月分		
勤続35年	46.55月分	55.86月分		
最高限度額	55.86月分	55.86月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)				
1人当たり平均支給額		25,274千円		
(自己都合)		229千円		
(勸奨・定年)		27,362千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成22~24年度に退職した広島県工業用水道事業, 広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			3,379千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			259,911円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6%	13人	6%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成24年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成24年度決算)		0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)		0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成24年度)		0.0%	
手当の種類 (手当数)		2種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得, 権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で, 現地で行うものに従事したものの	650 円/日
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し, 若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成24年度決算)	2,856千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)	260千円
支給実績 (平成23年度決算)	3,559千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	297千円

(注) 時間外勤務手当には, 休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000 円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000 円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000 円加算	同じ	—	1,974千円	246,750円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
住居手当	○月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃 23,000 円以下の場合 家賃の月額-12,000 円 (2)家賃 23,000 円を超える場合 11,000 円+(家賃の月額-23,000 円) ×1/2 (最高限度額 27,000 円)	同じ	—	806 千円	134,400 円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額 12,000 円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の 1/2 (最高 13,500 円)	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000 円以下の場合 運賃相当額 78,000 円超の場合 78,000 円+78,000 円を 超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000 円~55,600 円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000 円~13,000 円	同じ	—	2,403 千円	184,829 円
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円~45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円	同じ	—	1,680 千円	840,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円~15,000 円/回	同じ	—	0千円	0円

③ 広島県水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成 24 年度の決算における職員給与費の額は、約 10 億 3,700 万円で、総費用に占める割合は 11.6 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 23 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 24 年度	千円 8,900,205	千円 2,222,276	千円 909,569	% 10.2	% 11.3

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 127,044 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24年度	人 93	千円 378,729	千円 84,197	千円 146,184	千円 609,110	千円 6,550	千円 7,065

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

(イ) 特記事項

平成 25 年 7 月から、地方交付税等の削減による財政への影響等を考慮して、次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
一般職の職員	給料の減額 〔職務の級に応じ、4.4%~9.4%を減じた額〕 管理職手当の減額 (一律 20%を減じた額)	平成 25 年 7 月 1 日 ~平成 26 年 3 月 31 日

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広 島 県	45.7 歳	372,250 円	421,458 円 (538,161 円)
都道府県平均	45.4 歳	380,090 円	(586,557 円)

(注) 1 基本給とは、職員の給料、扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。

2 平均月収額には、時間外勤務手当、通勤手当等の諸手当を含むものであり、

() 内の金額は、期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,524千円		1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,560千円	
(平成24年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置			
・役職加算	5~20%		
・管理職加算	15%		

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

広島県			都道府県平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成24年度） 21,283千円
勤続20年	23.03月分	28.7875月分	
勤続25年	32.83月分	38.955月分	
勤続35年	46.55月分	55.86月分	
最高限度額	55.86月分	55.86月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)			
1人当たり平均支給額		25,274千円	
		(自己都合) 229千円	
		(勸奨・定年) 27,362千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成22~24年度に退職した広島県工業用水道事業, 広島県土地造成事業及び広島県水道用水供給事業の職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			20,370千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			219,037円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市	6%	65人	6%
三原市, 大竹市	3%	28人	3%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成24年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		25千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		1,089円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		24.7%
手当の種類（手当数）		12種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務
高所作業手当	水道事務所に勤務する職員	地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所 で作業に従事したもの
		左記職員に対する支給単価 最高 320円/日

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
深所作業手当	水道事務所に勤務する職員	水面下4メートル以上の深所又は地下4メートル以上のマンホール内において作業に従事したもの	最高 220 円/日
坑内作業手当	水道事務所に勤務する職員	トンネルの坑内において作業に従事したもの	最高 560 円/日
塩素処理作業手当	水道事務所に勤務する職員	塩素注入装置の修繕若しくは分解の作業、塩素ポンベの取替作業又は塩素漏れの処理作業に従事したもの	290 円/日
高圧電気作業手当	水道事務所に勤務する職員	高圧配電盤の高圧電磁接触器の整備作業又は戸坂取水場における 11 万ボルト受電所内の照明用水銀灯の取替作業に従事したもの	230 円/日
除塵作業手当	水道事務所に勤務する職員	洪水等による増水のため、足場の不安定な箇所において取水口スクリーンの除塵作業に従事したもの	230 円/日
鋼管内塗装検査手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	水道布設工事現場で、塗付されたシンナー性の塗料から発生するガスにより身体に危険を生じるおそれがある鋼管内において監督又は検査に従事したもの	290 円/日
充排水作業手当	工業用水道事業又は水道用水供給事業に従事する職員	交通をしゃ断することなく道路上で行う管路の充水作業又は排水作業に従事したもの	最高 300 円/日
有害有毒物取扱作業手当	水質管理センターに勤務する職員	毒物、劇物及び特定毒物を使用して行う検査業務に従事したもの	290 円/日
用地取得等折衝業務手当	用地取得等業務に従事した職員	土地及び物件の取得、権利の取得及び消滅並びにこれらに伴う損失補償のための折衝業務又は工事の施行に伴う損失補償のための折衝業務で、現地で行うものに従事したもの	650 円/日
異常気圧内作業手当	水道事務所に勤務する職員	異常気圧内で監督又は検査に従事したもの	最高 1,000 円/時間
災害応急作業等手当	災害発生時の応急作業等に従事した職員	河川の堤防等のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある堤防等において行う巡回監視又は応急作業等 道路のうち豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがあるため道路法の規定に基づき通行が禁止されている区間内の道路若しくはその周辺において行う巡回監視又は応急作業等 その他企業局長が上記業務に相当すると認める業務	巡回監視 480 円/日 (日没～日出 50/100 加算) 応急作業 730 円/日 (日没～日出 50/100 加算)

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	21,615千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	257千円
支給実績（平成23年度決算）	23,278千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	274千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当（平成25年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
扶養手当	○扶養親族のある職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算	同じ	—	16,332千円	286,518円
住居手当	○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。 (1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円 (2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円) ×1/2 (最高限度額27,000円)	同じ	—	3,390千円	65,198円
	○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。 ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円)	同じ	—		
通勤手当	○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。 ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円	同じ	—	17,353千円	197,189円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	0 千円	0 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 本庁の担当監 50,000 円 地方機関の所長 50,000 円～70,000 円	同じ	—	1,740 千円	870,000 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～15,000 円/回	同じ	—	12 千円	12,000 円

④ 広島県病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

平成 24 年度の決算における職員給与費の額は、約 110 億 500 万円で、総費用に占める割合は 50.6 パーセントとなっています。職員給与費には、職員に支払われた給料や手当、退職した職員に対する退職手当などのほか、地方公務員共済組合負担金や地方公務員災害補償費などが含まれています。

区分	総費用 A	実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成 23 年度の総費用に 占める職員給与費比率
平成 24 年度	千円 21,738,295	千円 319,524	千円 11,004,826	% 50.6	% 49.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員は在職していない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成24年度	人 1,095	千円 4,257,137	千円 2,314,515	千円 1,631,663	千円 8,203,315	千円 7,492	千円 7,322

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は平成 25 年 3 月 31 日現在の人数である。

(イ) 特記事項

a 現在の財政状況などから、緊急的財源対策として次の措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
病院事業管理者, 指定職	給料の減額 (5%を減じた額)	平成 23 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 6 月 30 日 平成 26 年 4 月 1 日 ～平成 28 年 3 月 31 日

b 平成 25 年 7 月から、地方交付税等の削減による財政への影響等を考慮して、次のような措置を行っています。

対 象 者	内 容	期 間
病院事業管理者, 指定職	給料の減額 (10%を減じた額)	平成 25 年 7 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日
一般職の職員	給料の減額 (職務の級に応じ、4.4%～9.4%を 減じた額) 管理職手当の減額 (一律 20%を減じた額)	平成 25 年 7 月 1 日 ～平成 26 年 3 月 31 日

イ 職員の平均年齢，基本給及び平均月収額の状況（平成 24 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
広島県（医師）	42.2 歳	544,336 円	1,013,237 円 (1,208,290 円)
広島県（看護師）	35.9 歳	307,139 円	385,609 円 (491,495 円)
広島県（事務）	41.1 歳	353,548 円	455,270 円 (579,440 円)
都道府県平均 （医師）	44.2 歳	559,010 円	(1,380,555 円)
都道府県平均 （看護師）	38.1 歳	303,282 円	(483,992 円)
都道府県平均 （事務）	43.8 歳	357,616 円	(565,487 円)

- (注) 1 基本給とは，職員の給料，扶養手当及び地域手当の合算額の平均である。
 2 平均月収額には，時間外勤務手当，通勤手当等の諸手当を含むものであり，
 () 内の金額は，期末・勤勉手当を含むものである。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

広島県		都道府県平均	
1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,404千円		1人当たり平均支給額（平成24年度） 1,471千円	
(平成24年度支給割合)			
期末手当 2.60月分 (1.45月分)	勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)		
(加算措置の状況)			
職制上の段階, 職務の級等による加算措置			
・役職加算	5~20%		
・管理職加算	15~25%		

(注) ()内は, 再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当（平成25年4月1日現在）

広島県			都道府県平均	
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	1人当たり平均支給額（平成24年度） 7,636千円	
勤続20年	23.03月分	28.7875月分		
勤続25年	32.83月分	38.955月分		
勤続35年	46.55月分	55.86月分		
最高限度額	55.86月分	55.86月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特別措置 2%~20%加算 (退職時特別昇給 公務のための死亡又は著しい身体障害 8号)				
1人当たり平均支給額		6,823千円		
(自己都合)		1,287千円		
(勸奨・定年)		20,409千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は, 平成24年度に退職した職員に支給された平均額である。

(ウ) 地域手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）			339,922千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）			306,789円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
広島市, 府中町	6%	935人	6%
その他県内市町	3%	98人	3%
医師	15%	186人	15%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は, 平成24年度における地域手当の額。

(エ) 特殊勤務手当（平成25年4月1日現在）

支給実績（平成24年度決算）		171,399千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）		233,514円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成24年度）		66.2%	
手当の種類（手当数）		9種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	感染症に係る作業に従事したとき	290円/日
放射線取扱作業従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	放射線照射作業等に従事したとき	230円/日等
夜間看護業務等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	深夜において、看護業務や救急患者対処のため手術等の業務に従事したとき	最高4,440円/回
衛生検査業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	微生物学的検査、血清学的検査に従事したとき	230円/日
精神病患者診療業務等従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院に勤務する医師等	精神病患者の診療等に従事したとき	230円/日
救急医療業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師	宿直又は日直の医師が救命救急医療業務に従事したとき	日直10,000円/日 宿直15,000円/日
分べん業務従事職員の特殊勤務手当	県立広島病院産科、婦人科、生殖医療科及び新生児科に勤務する医師	産科等の医師が管理者の定める時間帯に分べん介助の業務に従事したとき	10,000円/件
診療応援業務従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する医師又は歯科医師	管理者の定める医療機関等において勤務を命じられ診療応援の業務に従事したとき	宿日直10,000円/回 (5時間未満5,000円/回) その他20,000円/回 (3時間未満10,000円/回)
災害応急作業等従事職員の特殊勤務手当	県立病院に勤務する職員	警戒区域等において又は当該区域内を通行して行う医療、救援、被害状況調査及び物資の輸送業務等に従事したとき	480円/日

(オ) 時間外勤務手当

支給実績（平成24年度決算）	916,680千円
職員1人当たり平均支給年額（平成24年度決算）	851,933円
支給実績（平成23年度決算）	889,255千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	834,981円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(カ) その他の手当 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
初任給調整手当	<p>○医学等に関する専門的知識を必要とし、かつ採用困難な職に採用される職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療職給料表(一)の適用を受ける職 最高支給月額：365,500円 ・医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職 最高支給月額：50,000円 <p>※採用後35年以内の期間、採用からの経過年数に応じて減額。</p>	同じ	—	479,502千円	2,709,052円
扶養手当	<p>○扶養親族のある職員に支給</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの子 5,000円加算 	同じ	—	83,363千円	232,210円
住居手当	<p>○月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給。</p> <p>(1)家賃23,000円以下の場合 家賃の月額-12,000円</p> <p>(2)家賃23,000円を超える場合 11,000円+(家賃の月額-23,000円)×1/2 (最高限度額27,000円)</p>	同じ	—	129,484千円	116,862円
	<p>○単身赴任手当を支給されている職員で、留守家族の月額12,000円を超える家賃を負担している者に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記により算出した額の1/2 (最高13,500円) 	同じ	—		
通勤手当	<p>○通勤のため、交通機関等を利用している職員又は自動車等を利用している職員に支給。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関 78,000円以下の場合 運賃相当額 78,000円超の場合 78,000円+78,000円を超える額×1/2 ・交通用具 自動車 通勤距離に応じ 2,000円～55,600円 自転車等 通勤距離に応じ 2,000円～13,000円 	同じ	—	69,478千円	148,393円

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成24年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成24年度決算)
単身赴任手当	○人事異動によりやむを得ず単身赴任をする職員に支給。 ・基礎額 23,000 円 ・職員の住居と配偶者の住居との交通距離区分に応じ 6,000 円～45,000 円の加算 (最高 68,000 円)	同じ	—	624 千円	312,000 円
宿日直手当	○宿日直勤務をした職員に支給。 ・入院患者の急変等に対処する医師又は歯科医師：20,000 円 ・入院患者の管理等のための勤務：7,200 円 ・上記以外の勤務：4,200 円	同じ	—	108,991千円	121,371円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職のうち、その特殊性に基づき指定された職にある者に対し、給料表別、職務の級別、区分別に応じ、定められた額を支給。 (例) 本庁の部長 95,000 円 本庁の課長 70,000 円 県立広島病院の事務局長 95,000 円	同じ	—	13,980 千円	1,075,385 円
管理職員特別勤務手当	○管理職手当支給対象職員が休日等に臨時又は緊急等の必要によりやむを得ず勤務した時に支給。 ・職員区分、勤務時間に応じ 6,000 円～27,000 円/回	同じ	—	252千円	22,909円